

令和 8 年 5 月 25 日

事業者各位

小平町生活環境課長

工事の電子成果共同保管管理事業の開始について

平素、小平町の建設行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り、深く感謝します。

公共事業の各業務プロセスで発生する図面や書類、写真などをインターネットを介して関係者間及び事業プロセス間で情報を交換・共有・連携できる環境を整え、業務を効率化することを目的として、工事の電子成果共同保管管理事業に取り組むことといたします。

1. 導入時期：令和 8 年 6 月発注の工事から適用
2. 対象工事：単独事業を除く全ての工事を対象とした「受注者希望型」とし、電子納品が困難な受注者のみ、従来の方法（紙等）での納品
3. 費用計上：設計書へは電子成果品作成費と情報共有システム利用料が共通仮設費率に含まれるものとして計上。ただし、官庁営繕工事の情報共有システム利用料に関しては別途積上計上されている工事が対象
4. システム利用：北海道市町村電子納品共同保管管理事業を展開する。一般財団法人 北海道建設技術センターが管理する北海道市町村版情報共有システム及び電子成果共同保管管理システムの利用とする
5. 利用料：北海道市町村版情報共有システムの利用手順を確認
6. 電子納品の対象については工事監督員と随時協議し、紙等での 2 重納品はおこなわない

問合せ先
生活環境課技術係
TEL 0164-56-2111